



栃木県公報

平成25年
2月18日(月)
号外
第5号

目次

告示

○遊漁規則の変更..... 1

告示

栃木県告示第72号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 2月18日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 漁業権者の住所及び名称
那須塩原市塩原2356番地
塩原漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
塩原漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）
 - (2) 変更内容
第2条中「第7条」を「第8条」に改める。
第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。
第9条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第10条とする。
第8条を第9条とする。
第7条第1項の表溪流魚の項中

2 日釣券（解禁日から3日間を除く。）	1,500円	500円	を
---------------------	--------	------	---

2 日釣券（キャッチ・アンド・リリース区域及び解禁日から3日間を除く。）	1,500円	500円	に改め、同条を第8条
3 日釣券（キャッチ・アンド・リリース区域に限る。）	2,000円	500円	

とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚	種	区	域	期	間
---	---	---	---	---	---

さくらます・やまめ、いわな及びにじます	那須塩原市塩原地先箒川発電所取水えん堤から上流の八幡橋までの箒川（支流を除く。）の区域のうち、組合が定めて公示する区域	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間
---------------------	---	----------------------------------

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びブルー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのないシングルフック以外のものを用いてはならない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年2月18日

II

1 漁業権者の住所及び名称

日光市中宮祠2482番地
中禅寺湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

中禅寺湖漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）

(2) 変更内容

第2条中「第8条」を「第9条」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第4項中「、組合が貸与する標旗を船首に立てるとともに」を削り、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「の遊漁料」の次に「（消費税額を含む。）」を加え、同項の表（注以外の部分に限る。）を次のように改める。

期 間	種 別	漁具及び漁法	魚 種	区 域	遊漁料	附加料金
解禁日から 9月19日まで	1 日釣券	船釣	全魚種	岸ヶ淵より 松ヶ崎を結 ぶ線から東 側の区域	3,150円	900円
	2 日釣券	岸釣	同上	同上	2,100円	600円
	3 半日釣券	船釣	同上	同上	2,100円	600円
	4 12回回数券	船釣	同上	同上	31,500円	—
	5 12回回数券	岸釣	同上	同上	21,000円	—
	6 中學生日釣券	岸釣	同上	同上	520円	100円
	7 日釣券	手釣又は竿釣	雑魚	同上	1,050円	300円
	8 中學生日釣券	手釣又は竿釣	同上	同上	無料	—
9月20日から 10月31日まで	1 日釣券	手釣又は竿釣	同上	指定区域	1,050円	300円
	2 中學生日釣券	手釣又は竿釣	同上	同上	無料	—
特例期間	1 日釣券	船釣	全魚種	特例区域	3,670円	1,050円

	2 日釣券	岸釣	同上	同上	3,150円	900円
--	-------	----	----	----	--------	------

第8条第1項の表中注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とし、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条中「前条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第6条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種（わかさぎを除く。）	岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の区域	解禁日から組合が定めて公示する日まで

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのない釣針以外のものを用いてはならない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年3月1日

III

1 漁業権者の住所及び名称

日光市鬼怒川温泉大原1331番地6

おじか・きぬ漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第10号及び内共第11号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）

(2) 変更内容

第2条中「第7条」を「第8条」に改める。

第12条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第4条の表かじかの項中「4月1日」を「5月1日」に改め、同表こい及びふなの項中「3月1日」を「3月21日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種（あゆを除く。）	五十里湖上流男鹿川貯砂ダム（地藏岩えん堤）から芹沢橋に至る区域	3月21日から9月19日まで
	小網ダム上流100メートルの地点から川治ダムに至る鬼怒川の区域及び五十里ダムに至る男鹿川の第1床止までの区域	3月21日から10月31日まで

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛針釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ビク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年 2月18日

(生産振興課)